

姫路市教育委員会会議録（令和3年10月）

- 日 時 令和3年10月14日（木）午後2時00分から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時00分）
 - 日程第1 会議録署名委員の指名等
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事
 - 議案第46号 令和3年度姫路市一般会計補正予算（第6回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について
 - 議案第47号 緊急事態措置実施区域の指定解除に伴う社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
 - 議案第48号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について
 - 日程第4 報告
 - 1 令和3年第3回市議会定例会での審議結果等について
 - 2 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審議等について
 - 3 国家賠償請求事件に係る訴訟について
 - 日程第5 次回委員会開催日時等
 - 日程第6 その他
- 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員
（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長兼文化財課長、殿垣総務課長、三木学校施設課長、三木教職員課長、平山学校指導課長、中田総務課課長補佐
（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議事に先立ち、会議の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
議案第48号は、会議規則第15条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、報告事項の3は、同条第5号に規定する訴訟に関する事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
また、議案第48号の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、非公開事由の消滅後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第48号及び報告事項3は、非公開と決定します。
また、議案第48号の会議録については、非公開事由の消滅後に公表することと決定します。
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第46号 令和3年度姫路市一般会計補正予算（第6回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

○ (学校教育部長 議案第 46 号について説明)

令和 3 年度姫路市一般会計補正予算(第 6 回 教育委員会所管分)に関する意見の申出について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございますが、歳入予算につきましては、55 款 国庫支出金を 9,617 万 3 千円増額計上するものでございます。歳出予算につきましては、55 款 教育費を 1 億 1,472 万 9 千円 増額計上するものでございます。

内訳を御説明いたします。歳出の 55 款 10 項 20 目 教育指導費 教育指導業務費につきましては、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令等により市立学校の修学旅行を変更または中止した場合に発生するキャンセル料の支援に必要な経費として、3,711 万 2 千円を計上しております。

15 項 小学校費、20 項 中学校費、25 項 高等学校費、35 項 特別支援学校費 それぞれの 10 目 学校管理費 会計年度任用職員給与費につきましては、市立学校において、感染症対策等による教員等の業務増の負担を支援する「スクール・サポート・スタッフ」を配置するための経費として、小学校費 4,791 万円、中学校費 2,587 万 2 千円、高等学校費 287 万 6 千円、特別支援学校費 95 万 9 千円を計上しております。

歳入の 55 款 15 項 55 目 教育費国庫補助金につきましては、市立学校の修学旅行キャンセル料への支援に係る経費の充当財源として、教育総務費補助金を 1,855 万 6 千円、スクール・サポート・スタッフの配置に係る経費の財源として、小学校費補助金 4,791 万円、中学校費補助金 2,587 万 2 千円、高等学校費補助金 287 万 6 千円、特別支援学校費補助金 95 万 9 千円を計上しております。

補正予算事業の詳細について、まず、「1 市立学校の修学旅行キャンセル料への支援」でございますが、小学校・高等学校・特別支援学校の修学旅行を変更または中止した場合に発生するキャンセル料(企画料を含む)について、保護者の経済的負担の軽減を図るため、市が補助を行うものでございます。修学旅行につきましては、学習指導要領において、特別活動における遠足又は旅行・集団宿泊的行事に位置付けられております。また、小・中学校及び義務教育学校の前・後期課程の最終学年に、歴史学習や平和学習の一環として、また、それまでの学びの集大成として実施することで、大きな教育効果が得られる学校行事でございます。そのため、修学旅行につきましては、可能な限り実施を検討しているところではございますが、緊急事態宣言の解除後も、状況によっては、延期や中止を余儀なくされる場合がございます。そのため、やむなく発生したキャンセル料につきましては、保護者に対する支援を行いたいと考えております。

次に、「2 スクール・サポート・スタッフ配置事業」でございますが、学校内における消毒作業、児童生徒の健康観察などの健康・安全対策を中心とした環境づくりなど、新型コロナウイルス感染症対策で増加した教員の業務をサポート

し、教員が子供の学びに注力できるようにするために、必要な人材を配置するものでございます。業務内容としましては、校内の換気や消毒等の感染症対策、児童生徒の健康観察、登下校における安全確保の支援などを考えております。配置につきましては、学校規模が 15 学級以上の小・中・義務教育・高等・特別支援学校のうち、既にスクール・サポート・スタッフを配置している 1 校を除く 54 校に 2 人、14 学級以下の小・中・義務教育・高等・特別支援学校には 1 人の合計 162 人を配置したいと考えております。配置期間は、10 月中旬から、週当たり 20 時間で 22 週の配置を予定しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

修学旅行キャンセル料金支援について、企画料を含むとなっておりますが、旅行会社が相手方に支払う実損や逸失利益も含めたものですか。

(答)

旅行会社と校長会が契約した約款の中に、旅行の前日から起算して出発 8 日前までのキャンセルについては、旅行代金の 20% を取消料として支払うこととなっております。

(要望)

保護者へ説明できるように、キャンセル料の積算根拠となる明細を準備しておいてください。

(答)

キャンセルが発生した際には、保護者に説明できる資料を準備するよう、校長会へ指導します。

(問)

スクール・サポート・スタッフの配置について、週当たり 20 時間とのことでしたが、毎日で換算すると 1 日当たり 4 時間となって、登下校のサポートは難しいと思います。スクール・サポート・スタッフの勤務は毎日ですか、隔日ですか。

(答)

1 日 3 時間 50 分の 5 日間勤務で、週当たり約 20 時間です。勤務の開始と終了時間については、学校の実情に応じて各学校と勤務者で決めます。

(問)

学校運営において不都合な点が出てくるとはと思いますが、それに対するカバーの仕方について考えておられますか。

(答)

スクール・サポート・スタッフ任用後に調査を実施し、活用事例や不都合な点等を集約しながら、より良い取り組み方を検討します。

教育長

○ 意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 46 号 令和 3 年度姫路市一般会計補正予算（第 6 回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 46 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、
議案第 47 号 緊急事態措置実施区域の指定解除に伴う社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習部長 議案第 47 号について説明)

兵庫県への緊急事態措置実施区域の指定が解除されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管する社会教育施設の休館等対応方針の決定について、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございます。

令和 3 年 9 月 30 日をもって、兵庫県への緊急事態措置実施区域の指定が解除されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管するすべての社会教育施設について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等のより一層の十分な感染防止対策を実施の上開館することとし、開館時間については、上限を 21 時までとすることといたしました。適用期間は、令和 3 年 10 月 1 日から同年 10 月 21 日までとし、適用期間が変更された場合は、その期間とすることといたしました。

市主催及び共催イベントや行事については、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で 21 時までの開催時間とすることとし、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の 100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の 50%以内とし、5,000 人以下または収容定員の 50%以内（ただし人数上限 10,000 人以下）のいずれか大きい方を人数上限としたうえで、収容定員と人数上限のいずれか小さい方を上限といたしました。適用期間は、令和 3 年 10 月 1 日から同年 10 月 30 日までとし、適用期間が変更された場合は、その期間とすることといたしました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 47 号 緊急事態措置実施区域の指定解除に伴う社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 47 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、
報告事項の 1 令和 3 年第 3 回市議会定例会での審議結果等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 報告事項の 1 について説明)
「1 会期」は、令和 3 年 9 月 2 日から 10 月 5 日までの 34 日間で開催されました。
「2 議案及び審議結果」でございますが、議案第 86 号の令和 2 年度姫路市一般会計決算認定につきましては、不当要求行為等に起因する数多くの不適切な事務処理が見受けられ、不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会での審査が継続しているという理由から、継続審査となっております。それ以外の教育委員会関係分につきましては、すべて原案のとおり可決、承認されました。
なお、議案第 86 号、104 号は、8 月 23 日開催の、議案第 110 号は、7 月 15 日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る承認をいただいたもの、議案第 111 号は、本日、意見の申出に係る臨時代理の承認をいただいたものでございます。
次に、「3 質疑・質問」でございますが、9 月 10 日、13 日及び 14 日に 10 人の議員から個人質疑・質問が行われ、うち、教育委員会に対しては 8 人の議員から、20 項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。
9 月 10 日には、自由民主党・無所属の会の小林由朗議員、新生ひめじの酒上太造議員、日本共産党議員団の苦瓜一成議員から個人質疑・質問がありました。
小林議員からは、「安心安全な生活のために」、「家庭支援について」、「デジタル化推進について」、「SDGs について」及び「地域活動の活性化について」質問がありました。「地域活動の活性化について」のうち「公民館の方向性」につきましては、社会教育施設としての公民館は、学習の機会を多世代にわたり、求めに応じて提供し、地域の人々が学習する施設として重要なものであると考えている。公民館の教養講座・地域講座・文化講座の開催などの、社会教育機能の維持を前提として、市長部局へ移管することを協議中であると、答弁いたしました。
酒上議員からは、「公園整備と管理について」、「本来の小中学校適正規模・適正配置について」及び「随意契約と分割発注について」質問がありました。「本来の小中学校適正規模・適正配置について」のうち、「義務教育学校の取組を今後どのように進めるのか」につきましては、義務教育学校については、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、市内小中学校で設置に関する公募を実施し、市内 3 校において、義務教育学校として取組を進めている。現在、公募は行っていないが、小中学校の適正配置を進める中で、学校の在り方をあらためて検討するよい機会であることから、必要に応じて義務教育学校の設置導入を進めたいと、

答弁いたしました。

苦瓜議員からは、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に全力を尽くすこと」について質問がありました。「学校でのコロナ感染対策について」のうち、「学校に陽性者が出た場合には、広めのPCR検査を実施すること」につきましては、児童生徒、あるいは学校職員が、新型コロナウイルス陽性となった場合、その濃厚接触者の特定や、PCR検査などの要否につきましては、保健所の判断を仰いでいると、答弁いたしました。

9月13日には、創政会の妻鹿幸二議員、公明党の西本眞造議員から個人質疑・質問がありました。

妻鹿議員からは、「安心して「姫路に住みたい・住み続けたい」まちづくり」について質問がありました。「通学路交通安全プログラムの具体化」のうち「自治会やPTAなどを含めて合同点検に連携できる体制づくりや周知方法」につきましては、各小学校、義務教育学校において、「姫路市通学路交通安全プログラム」に基づき、自治会やPTAと連携し、通学路の安全点検を踏まえた危険箇所実態調査を実施している。危険箇所の把握については、これまでも保護者への案内文書を各校へ配布しているが、今後、校長会等を通じてさらなる周知を図ってまいりたいと、答弁いたしました。

西本議員からは、「GIGAスクール構想について」、「学校におけるSDGs教育の推進について」、「登下校防犯プランについて」及び「水辺の安全について」質問がありました。「学校におけるSDGs教育の推進」につきましては、自然環境について体験的に学ぶ「環境体験推進事業」や、環境政策室と連携したメダカやジャコウアゲハの飼育を通じた「環境学習」、消費生活センターと連携した「消費者教育」等、様々な教育活動でSDGsにつながる取組を行っている。今後も、総合的な学習の時間を含め、あらゆる学習において、SDGsの視点を大切にした教育を推進してまいりたいと、答弁いたしました。

9月14日には、燎原会の伊藤大典議員、市民クラブの山口悟議員、燎原会の牧野圭輔議員から個人質疑・質問がありました。

伊藤議員からは、「魅力ある市立図書館の構築に向けて」について質問がありました。このうち「図書館が本当に若い人からお年寄りまでが集まれる施設にするために、立地場所や施設配置、増床について工夫してほしい」につきましては、城内図書館のある日本城郭研究センターの改修が5月に終了したばかりであり、また、来年度以降も分館の改修が計画されていることから、今すぐに移転等を検討する時期ではないと考えている。立地場所や施設配置などについては、姫路市公共施設等総合管理計画に基づき、検討してまいりたいと、答弁いたしました。

山口議員からは、「児童生徒の安全対策について」、「夏休み中の学習者用端末の活用について」及び「医療的ケアの必要な児童生徒への支援について」質問がありました。「児童生徒の安全対策について」のうち「学校内の石碑などの建造物の在り方」につきましては、学校敷地内に石碑が設置されていることについては、その当時に教育上設置が有意義であると判断したため設置されたものと考えている。また、地域・卒業生・PTAなどからの寄贈で、新たに設置を要望された

場合については、教育上設置が有意義であると認められる場合は、校舎の整備や維持管理上の影響を勘案し設置を認めているが、今後も安全面について十分に検討した上で、設置の可否について判断していきたいと、答弁いたしました。

牧野議員からは、「公有財産の取得、管理及び処分と嫌悪施設に対する考え方について」及び「姫路市立白浜小学校相撲場について」質問がありました。「姫路市立白浜小学校相撲場について」のうち、「増加した事業費をどのように認識しているのか」につきましては、事業費が大幅に増加したことについては、様々な御意見や御指摘をいただいたが、それを真摯に受け止め、今後、市民の皆様の教育行政に対する信頼を取り戻すことができるよう、教育委員会の運営に取り組んでまいりたいと、答弁いたしました。

次に、「4 予算・決算委員会 全体会について」でございますが、9月16日の全体会では、令和2年度一般会計決算の概要について、説明しました。

次に、「5 文教・子育て委員会について」でございますが、9月17日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、

- ・令和3年度全国学力・学習状況調査の結果に関しては、「読書は好きですか。」という質問に対して、肯定的な回答をする児童の割合が国や県よりも低くなっているため、児童の読書時間を増やすためには、読書を習慣づけることが非常に効果的であると思われることから、朝の学習時間等に、読書の時間を設けることについて検討してほしい。

との意見がございました。

次に、「6 予算・決算委員会 文教・子育て分科会について」でございますが、9月17日の文教・子育て委員会の後に開催され、全体会と同じ議案を詳細に説明しました。分科会の主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、

- ・議会の請求に基づく監査の結果において、不適切であると指摘を受けた令和2年度の工事発注に関して、今一度見直して反省するとともに、市民からの信頼を回復することができるよう、今後は、公平かつ公正な事務の執行に努められたい。
- との意見がございました。

次に、「7 臨時 文教・子育て委員会について」でございますが、教職員の懲戒処分された事案について、概要や事案を受けての対応等について説明しました。主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、

- ・教職員の懲戒処分に関しては、同僚職員の訴えに対する対応に、管理職や学校の身内に甘い体質が表われていると思われることから、厳しく指導の上、学校の体質改善を図るとともに、全教職員を対象とした研修を行い、特別支援学級の児童生徒に対して二度と体罰や暴言が行われないよう綱紀粛正を図られたいことを、また、公益通報制度以外にも、現場の声を拾い上げることができるような制度や仕組みづくりについて検討してほしい。

との意見がございました。

次に、「8 予算・決算委員会 全体会について」でございますが、令和3年

度姫路市一般会計補正予算（第6回）の概要について説明しました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

小林議員の質問項目にある「家庭教育・親学習の推進について」とありますが、どのようなものですか。

(答)

核家族化で、子育てに不慣れな親に子育ての心得を教えるものです。

(問)

学校で年に何回か講演会を開催されているのですか。

(答)

学校単位で、ワークショップを開催したり、子育て教室をつくって講師を招聘したり、学校によって取り組み方が違います。

(問)

親の参加率はいかがですか。

(答)

詳細は把握していませんが、全般的に高くないと思います。

(問)

学校の時間内で講演会等をされても、親が参加するのは難しいと思いますが、参加率は学校の地域性にもよるのですか。

(答)

共働き家庭が多いので、難しいと思います。

(問)

子育てに熱心な家庭は別として、そこにいたらない家庭の参加は難しいと思います。そのような家庭に子育て情報を発信できるような方法は何かありますか。

(答)

検討します。

(問)

全国学力・学習状況調査の結果で、「読書は好きですか。」という質問に対して、肯定的な回答をする児童の割合が国や県よりも低くなっていることについて、読書不足であると思います。市域が広い姫路で、公民館はどこにもあるので、そこで図書館の読みたい本を検索できるようにして対応するというのはどうですか。

(答)

インターネットで図書館の蔵書検索ができますし、電話でも対応できます。ほとんどの公民館ではインターネット検索はできませんが、各公民館に図書コーナーを設置しているので、そこにある図書の貸出等は可能です。

(問)

公民館に借りたい図書を届けるというのはどうですか。

(答)

公民館は68施設あり、そこに配送するのに費用がかかるので難しいです。

- (要望) 姫路市街地から離れた、いろんな本が読みたい人もいるので、是非お願いしたい。
- (意見) 公民館や学校への図書の配送について、随時では無理でも、月2回とかであればコストもさほどかからないので、定期配送を考えていただきたい。
- (答) 検討します。図書館14分館でも借りられるので利用していただきたい。
- (意見) 予約はインターネットで、返却はポストでできますが、図書の受取は開館時間に取りに行かなければならないので、開館時間の延長を検討してはどうですか。
- (答) 開館延長については要望も出ており検討課題ですが、19時30分まで開所している駅前市役所でも図書の受取は可能ですので御利用いただければと思います。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、
報告事項の2 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審議等について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 報告事項の2について説明)
9月27日開催の委員会は、前回8月26日開催の特別委員会において、指摘、質問等のあった事業について継続して審議するため、開催されました。
18ページから20ページにつきましては、委員から指摘のあった箇所について下線部分の文言を追加修正し、提出した資料でございます。18ページ8(2)の下線部分、「また、過去の物品購入の事例に比べて、公平性を欠くものであった。」との文言を追加しました。20ページ8(2)の下線部分、「また、通常の公民館の整備対応に比べて、公平性を欠くものであった。」との文言を追加しました。
21ページの資料は「白浜公民館の整備事業が松岡議員からの要望が不当要求ではなかったものの、議員の要望を概ね受け入れ不適切とも言える事業を行ったことということは、教育委員会の対応としてなぜそうなったのかという検証が必要である。」という指摘に対する回答でございます。
①松岡議員からの不当要求がなかったか。②特別な対応をしたという認識はあるか。③内部の意思決定に関し、どのような判断や指示をしたか又は受けたか。を確認する目的で、関係者に再度、聞き取りを行い、「まとめ」として、中杉教育長の判断により決定したものであるとの結論には至ったが、その決定にあたって、本件事業が例外的な対応であることや予算執行のルールなどの原則から外れた事案であるにもかかわらず、教育委員会として総合的な判断がとれるような組

織対応ができていなかった、という結論にいたったことを報告しました。

委員からは、

- ・組織として総合的な判断ができていなかったのは、その通りであると思う。公正、公平な対応ができていなかったことを反省し、今後は、このようなことがないように、この度の総括を活かした取組をしてほしい。

との要望がございました。

この度の特別委員会をもって、「白浜小学校の相撲場整備に関する事項」以外の事項については、一旦の結論が出され、審議を終了することとなりました。「白浜小学校の相撲場整備に関する事項」につきましては、地方自治法第100条の規定による調査事項として、本特別委員会に付託されており、10月20日開催の特別委員会において、関係者として黒川前副市長、高馬前副市長、岡本前教育次長及び学校施設課三木課長の証人喚問が予定されております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

結局のところ、公平性を欠くものであったが、不当要求というほどのものではなく、教育委員会として総合的な判断がとれるような組織対応ができていなかったということですか。

(答)

白浜小学校屋内運動場新築工事に伴う物品購入と白浜公民館ロビー改修工事についてはそのとおりです。

(問)

不当要求ではなく、教育委員会の対応が悪かったということで、今後に関係があるのでしょうか。

(答)

公平性の観点から不適切な対応であっても、違法ではありません。

(意見)

原則から外れた事案を判断する時に、個人で判断したため、不適切な対応となったと思います。個人の判断に任せると失敗しやすいので、複数人で合議し、慎重に決めることによって防げると思います。

(答)

重く受け止めており、しっかり対応してまいります。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。

教育長

- それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

- 次に、
議案第 48 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見聴取について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 48 号について説明)
令和 3 年 10 月 6 日付けで、市長から「姫路市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」の制定にあたり、意見伺いがあったため、本議案により、市長からの意見伺いに対する教育委員会の意見を決定し、回答しようとするものでございます。
まず、本議案を審議いただくにあたって、参考としまして、これまでの、教育委員会の職務権限の特例に関する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正経緯と本市における対応等について御説明いたします。
資料 19 ページの「参考」部分に、現時点での地教行法のうち関係条文を抜粋し、記載しております。教育委員会の職務権限、つまり教育委員会が管理執行する教育に関する事務につきましては、従来から地教行法等に列挙、規定されております。
しかし、その例外として、平成 19 年の地教行法の改正により、地方公共団体の判断で、同法第 23 条第 1 項各号に規定される事務について、地方公共団体の長が管理・執行することができる規定が設けられ、いわゆる特例条例を制定することにより、スポーツと文化に関することの事務について、地方公共団体の長への権限移管が可能となりました。
それを受けて本市では、平成 27 年に「姫路市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」を制定し、学校における体育に関することを除く「スポーツに関すること」の事務について、教育委員会から市長への権限の移管を行い、市長が管理執行する事務としました。
その際、法律上、同じように特例の対象となっていた文化財の保護に関することを除く「文化に関すること」の事務については、当時、「文化」について、教育委員会が執行するものと、市長が執行するものとが整理しきれていなかったため、職務権限を移管するところまでは至ってありませんでした。
その後、地教行法の改正に伴い、平成 31 年 4 月に「文化財の保護に関すること」が、令和元年 6 月に「図書館、博物館、公民館その他の社会教育機関のうち当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関すること」が職務権限の特例の対象に加わり、現時点における地教行法第 23 条の条文は、資料 19 ページに記載のとおりとなっております。
このような法改正の経緯等を踏まえまして、このたび市長から教育委員会に対して、教育委員会が管理執行する事務の一部について、権限移管の申出があったものでございます。
「1 改正の理由」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律の改正に伴い、教育委員会の職務権限に属する事務のうち、公立の社会教育施設について、観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う市長の事務部局で一体的に所管できるようになったことから、本市における文化・観光振興や地域振興、地域コミュニティの持続的発展等を図ることを目的に、現在教育委員会が所管している社会教育施設のうち姫路市立美術館、姫路文学館、姫路市書写の里・美術工芸館及び公民館の設置、管理及び廃止に関することの事務を市長が管理し、及び執行することができるように、姫路市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

また、先ほどご説明いたしました「文化に関すること」の未整理の部分につきまして、姫路市立美術館等にかかる職務権限の移管に伴って、教育委員会が所管する（芸術）文化に関する事務が、全て市長の権限として移管され、教育委員会に「文化に関すること」の事務が残らなくなることから、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）の事務についても、市長が管理し、及び執行することができるように、あわせて姫路市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、「2 改正の概要」につきましては、1点目としましては、姫路市立美術館等及び公民館の設置、管理及び廃止に関することを市長が管理執行する事務に加えるものでございます。

2点目としまして、文化財の保護に関することを除く文化に関することを市長が管理執行する事務に加えるものでございます。

3点目としまして、職務権限が教育委員会から市長に移管されることに伴いまして、姫路市立公民館条例、姫路市立美術館条例、姫路文学館条例及び姫路市書写の里・美術工芸館条例のうち関係条項について、所要の整理を附則にて行うものでございます。

「3 施行期日」につきましては、令和4年4月1日とされております。

事務局としましては、この市長からの申出に対して、次のとおり考えております。

まず、姫路市立美術館等につきましては、いずれの施設についても、学校教育への援助が期待される施設であり、今後もその役割に変化はないものと考えられますが、全市的な視点から、観光振興の拠点という役割も重視する必要があるということであれば、市長からの申出のとおり、市長への職務権限の移管も可能ではないかと考えます。

次に、公民館につきましては、地域住民の教育の向上等を図ることを目的とした社会教育のための施設ですが、本市においては地域コミュニティのための施設としての性格も強く有していると考えられます。

現在、教育委員会事務局と市長部局の間で進められている協議の中でも、市長への権限移管後も公民館としての社会教育機能を確保しつつ、地域活動の拠点とする方向性が示されています。

このことから、社会教育法に基づく社会教育施設として、本市における地域活動のさらなる充実を図ることを目的に、市長による管理執行は可能であると考え

ます。

また、文化財の保護に関するものを除く「文化に関すること」につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、現状の「文化に関すること」の未整理の部分について、姫路市立美術館等にかかる職務権限が移管されることになると、教育委員会が所管する(芸術)文化に関する事務が、全て市長の権限として移管され、教育委員会に「文化に関すること」の事務が残らなくなることから、市長に文化財の保護に関するものを除く「文化に関すること」の職務権限を移管することは整合的な対応であると考えます。

つきましては、教育委員会事務局としましては、議案第 48 号の回答としましては、「異存ありません」としたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

公民館利用の際に、優先順位はありますか。

(答)

教養講座を優先し、空いていれば一般利用を認めています。

(問)

移管後も、アドバンテージは維持されるのですか。

(答)

社会教育機能を確保したうえで、移管することになります。

(要望)

文化財に関するもののみ残ることになりますが、埋蔵文化財センターや古墳群との連携、活用もお願いしたい。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 48 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 48 号は、原案のとおり可決しました。

(事務局)

ここで、本件に関する今後の教育委員会としての対応の流れについて、御説明いたします。

本日、御審議いただいた結果、原案どおり可決いただきましたので、その旨を市長あてに回答いたします。

その後、市長から本年 11 月に開会予定の令和 3 年第 4 回姫路市議会定例会に「姫路市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」議案が提出される予定となっております。

それを受けまして、資料 19 ページの「参考」部分にお示ししております地教
行法第 23 条第 2 項の「地方公共団体の議会は、職務権限特例の条例の制定又は
改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければな
らない」との規定に基づいて、姫路市議会から議案に対する意見伺いがあり、今
回と同様に御審議いただく予定となっております。

なお、御審議いただくにあたっては、議会日程次第では臨時の教育委員会を開
催させていただく可能性がございますので、あらかじめ御承知おきください。

また、これとは別に、社会教育法第 8 条の 2 に、社会教育施設の管理執行権限
を市長に移管することにあたって、市長は所要の規則を制定する必要があり、そ
の制定改廃の際には教育委員会の意見を聴かなければならないと規定されてい
ることから、来年の 2 月か 3 月に、当該規則制定にかかる意見伺いに対して御審
議いただく予定となっております。

教育長

- 次に、日程第 5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(委 員)

- 次回の定例教育委員会を、11 月 18 日木曜日の午後 2 時に開催していただきた
いと思います。

教育長

- 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、11 月 18 日木曜日の午後
2 時に開催することに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、11 月 18 日木
曜日の午後 2 時に開催することといたします。
- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第 6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いた
します。

○ 散 会 (午後 3 時 3 8 分)